

公益社団法人日本ガスタービン学会

技術論文投稿要領（抜粋）

改定：2021年7月11日

1. 本学会誌に投稿する和文技術論文(以下和文技術論文)および JGPP に投稿する英文技術論文(以下英文技術論文) は次の条件を満たすものであること。

- 1) 和文技術論文の責任著者は、論文投稿時および論文掲載時に、本学会の正会員または学生会員であること。英文技術論文についてはこの限りではない。
- 2) ガスタービン及びエネルギー関連技術に関連するものであること。
- 3) 和文技術論文は「学会誌原稿執筆要領」に従って執筆された日本語原稿、英文技術論文は「Instruction to Authors」に従って執筆された英語原稿であること。
- 4) 一般に公表されている刊行物に未投稿であること。ただし、以下に掲載されたものは未投稿と認め技術論文に投稿することができる。

- ・本学会主催の学術講演会・国際会議のプロシーディングス
- ・特許および実用新案の公報、科学研究費補助金等にかかわる成果報告書
- ・他学協会の講演要旨前刷、社内報・技報、官公庁の紀要等の要旨または抄録

2. 技術論文のページ数は、和文技術論文は原則として刷り上がり 8 ページ以内とする。ただし、「学会誌の掲載料に関する内規」第 2 条に定めた金額の著者負担で 4 ページ以内の増ページをすることができる。英文技術論文は「Instruction to Authors」に定める。

3. 和文技術論文のカラー図は電子版と本学会ホームページ上の「技術論文掲載欄」に掲載し、冊子体にはモノクロ変換した図を掲載する。著者が「学会誌の掲載料に関する内規」第 3 条に定めた金額を負担する場合には、冊子体もカラー印刷とすることができる。

4. 投稿者は、「学会誌原稿執筆要領」「Instruction to Authors」に従って作成された原稿電子データを、「技術論文原稿表紙」とともに技術論文投稿システム (Editorial Manager) から提出する。

5. 投稿された論文は、論文委員会が「論文査読に関する内規」に従って査読を行い、掲載可否を決定する。

6. 論文内容についての責任は、すべて著者が負う。

7. 和文技術論文の著作権に関しては、別途定める「日本ガスタービン学会著作権規程」、および「学会誌編集および発行要領」第 5 章第 16 条を適用する。英文技術論文の著作権に関しては、別途定める「日本ガスタービン学会著作権規程 (Copyright Regulations of the Gas Turbine Society of Japan)」、および「英文論文集発行要領」第 6 章を適用する。